

「計算の基礎となる収入金額の計算書(付表)」の記載上の留意点

岡山県

各種補助金収入の取扱いについては以下を参考にしてください。

○その他の収入に含めない補助金

- (1) 圧縮損と相殺した結果、法人税の所得の算定上益金とならない補助金
- (2) 国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる公的機関(国又は地方公共団体が出資している公共法人、公益法人等に限ります。)から収入した補助金のうち次のもの
 - ・ 施設整備に対する助成金
 - ・ 雇用に対する補助金(例: キャリアアップ助成金)
 - ・ 借入に対する助成金(例: 利子補給金)
 - ・ 臨床研修費補助金

※令和8年4月1日以後に終了する事業年度分から新たに適用するもの

(令和8年3月31日までに終了した事業年度については従前どおりその他の収入に含めてください。)

- ・ 経費等の実費を補填するものとして支給される補助金であって、補助金の算定方法として実費の額を超えない仕組みとなっているもの(経費等の実績報告を要し、用途等が特定されるものに限ります。)
- (例: 経費に係る領収書を添付して、その合計額を限度として助成するもの)

○上記「その他の収入に含めない補助金」に該当しないものは、その他の収入に含めてください。

- (例) ・ 物価高騰支援のために定額で支給されるもの
- ・ 一床あたり定額で支給される入院用ベッド確保の協力金

○申告書の提出に必要な添付書類について

「計算の基礎となる収入金額の計算書(付表)」に計上した補助金について、実績報告書の提出は原則不要ですが、調査のために別途お願いすることがあります。